

高齢者への虐待を防ごう ～虐待のない地域を目指して～

すべての人が 尊厳を持って暮らせる 社会を作るために



「高齢者の一人ひとりが、住み慣れた地域で、尊厳を持って暮らす」そんな当たり前の権利を侵害してしまう「高齢者虐待」が大きな問題となっています。ただ、虐待問題の難しいところは、介護者が介護により心身ともに疲弊し、追い詰められていることが少なくないことです。なかには意図していなくても虐待と認定されることもあります。

誰もが高齢者を支え、また、自らも高齢者として支えられる可能性があるなか、住みやすい地域社会を築き、生涯をおだやかに暮らしていくためには、西ノ島町に住む皆さんが高齢者の権利擁護について考え、ともに生きる地域社会の実現を目指していくことが大切です。

高齢者虐待とは？

高齢者（65歳以上の人）に対して、暴力や暴言をはじめ権利を無視し、尊厳を冒す行為を行うことを言います。

高齢者虐待は、高齢者を支える養護者の負担を減らし、虐待の防止と保護を目的として定められた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」により、禁止されています。

高齢者虐待とは、 どのようなこと？

「高齢者虐待」は大きく **5** つに区分されています。



身体的虐待

暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為などのこと



経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること



心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること



介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

適切な介護サービスの利用を妨げる、食事や水分を必要以上に制限する、不潔状態にあるのに入浴させない、不衛生な住環境をそのままにし、高齢者の生活環境や身体的な・精神的状態を悪化させること



性的虐待

本人が同意していない、性的な行為やその強要、その他性的な辱めを与えること



親族等による金銭管理の相談が増えています。親族といえども、財産や金銭の無断使用は経済的虐待にあたります。たとえ要介護者の合意により、金銭管理をまかせられたと言っても、後に親族間のトラブルに発展する可能性があります。要介護者の金銭管理にあたっては、成年後見制度の活用を強くオススメします。高齢者虐待、高齢者虐待が疑われる場合や、成年後見人制度についての相談は、下記までご連絡ください。

ご相談・お問い合わせ先：西ノ島町地域包括支援センター（電話：08514 - 6 - 1182）

11月 は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

子どもについて

- いつもこどもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 落ち着きがなく乱暴である
- 衣類やからだがいいつも汚れている
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家においたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である / 強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

知らせよう
あなたがあの子の声になる

令和7年度
「オレンジリボン・児童虐待防
止推進キャンペーン」標語

ひとりで悩まず、相談してください。

【相談窓口・連絡先】

189は、児童相談所全国共通3桁ダイヤルです。当町からは中央児童相談所（松江）につながります。

中央児童相談所隠岐相談室

TEL : (08512) 2-9810

西ノ島町役場 健康福祉課

TEL : (08514) 6-0104

DV(配偶者からの暴力)をなくしましょう！

女性に対する 暴力をなくす運動

令和7年11月12日（水）～25日（火）

- DVは犯罪にもなる重大な人権侵害です。
- 家庭の中で子どもにDVを見せたり聞かせたりすることは、児童虐待です。
- 若者の間で起こるデートDVは、あなたの身近にあります。
- 高齢者虐待・児童虐待・配偶者からの暴力について
あなたはひとつとだと思いませんか？

【相談窓口・お問い合わせ先】

*中央児童相談所隠岐相談室

TEL : (08512) 2-9810

*西ノ島町役場 健康福祉課

TEL : (08514) 6-0104